

「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案の概要

I 改正趣旨

社会保障審議会企業年金・個人年金部会での議論等を踏まえ、リスク分担型企業年金に係る規定の整備を行うため、令和3年5月21日から令和3年6月20日までの間、確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）を行っており、これに併せて、「確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号）」について、関連規定の整備を行うもの。

II 改正内容

（1）リスク分担型企業年金における情報開示等の取扱いに関する事項

企業年金のガバナンスの確保の観点から、リスク分担型企業年金において、以下の取扱いを規定すること。

- ・調整率又は超過比率（調整前給付現価相当額に対する給付財源から調整前給付現価相当額と財政悪化リスク相当額の2分の1の額を合算した額を控除した額の比率をいう。）に係る情報について、加入者の代表者又は代議員からの求めがあった場合に開示すること。
- ・規約の変更に当たって、当該変更による調整率及び超過比率への影響について十分に説明する必要があること。

（2）その他所要の改正を行う。

III 適用日等

発出日：令和3年7月（予定）

適用日：令和3年9月1日（予定）